

あおいろ

■発行 No.106 (令和4年1月4日)



一般社団法人 北那覇青色申告会

〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比2-5-3

☎(098) 886-4010 (代) ☎(098) 886-1205

E-mail info@kitanaha-airo.net

ホームページ http://www.kitanaha-airo.net

あなたのそばで
あなたを応援！



謹賀新年



もくじ

- 2~3 年頭のあいさつ
- 4 納税表彰・決算準備説明会
- 5 相続贈与・遺言書活用
- 6 生前贈与・インボイス制度
- 7 お知らせハガキ持参お願い
- 8~9 納貯組合二ユース



午後 (不動産所得者向けコース)



午前 (事業所得者向けコース)

コロナ禍にも負けず 青色教室「第二十期生」修了式！

六月二十九日(火)に開講し、六ヶ月間(全十三回)を通して記帳の仕事から決算・申告までマスターすることを目的として、午前(事業所得者向け)と午後(不動産所得者向け)のコースを設け開催された青色教室「第二十期生」の修了式が、去る十一月九日(火)に沖縄納税研修会館に於いて行われました。

今年度は、コロナウイルス感染者の急拡大による沖縄県緊急共同メッセージの発令をうけ、八月中は研修会の開催を自粛する等、日程の変更が多くありましたが、多くの受講者の方に継続してご参加をいただき、無事、修了式まで実施することができました。

修了式では始めに、講師の伊波相談員(午前)・宇榮原課長代理(午後)より十三回の講座の総まとめをし、新垣勉副会長より、受講者一人一人に修了証書を手渡し、長期に渡る受講者の方々に、「苦勞様と激励の言葉」を述べられました。

受講者の方々からは、「記帳の仕方や税に対しての知識を少しずつ理解でき勉強になった。また、今回学んだことを基本に更なるスキルアップを目指し、今後の事業に役立てていきたい。」など多数の声が聞かれ、大変有意義な研修会でした。

全国青色申告会税制改正要望集会！

去る十一月二十五日、衆議院会館に於いて、全国の青色申告会の代表者多数参加の下、総合研究会並びに税制改正要望集会が開催されました。

総合研究会では、我が会の会勢拡大の取り組みについて、(一社)沖縄中部青色申告会が発表されました。又、全青色からは申告期の指導相談体制を次世代型会計ソフトブリータートンAについて説明されました。

続いて、令和四年度税制改正要望集会では、次の重点項目を早期実現に向けた運動を強力に展開する。

- ① 勤労性を正当に評価した青色事業主の勤労所得控除を創設すること
- ② 青色申告特別控除10万円を20万円へ引き上げること
- ③ 適格請求書保存方式(インボイス制度)の取りやめや軽減税率制度の対象品目の見直しなど
- ④ 個人事業主の事業継承税制の円滑な運用が図られることが読みあげられ採択されました。又、税制改正要望集会前に地元国会議員の先生方にも4項目の内容を陳情訪問し説明致しました。

年頭のあいさつ



イータックスは会計ソフト「ブルーリターンA」で!!

も円滑に運営することができました。心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、昨年も新型コロナウイルス感染症が蔓延し、くりかえし緊急事態宣言が発出され、制限が加えられ国内はもとより県内に於いても社会経済活動が大きく打撃を受け多くの事業者が経営困難に直面しております。このところワクチン接種が進んでおり、会員の皆様が一刻も早く通常の日常生活を取り戻すことを願っております。

このような状況の中、本会はあらゆる防止策を講じた上で、ソーシャルディスタンスを保ち、会議・研修会・説明会等を開催し乗り越えてまいりました。

令和五年十月から消費税の「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)導入に向け、昨年十月より「適格請求

書発行事業者」の登録申請が始まりました。新型コロナウイルスは個人事業主が事業継続に大きな困難をもたらしており、更なる事務負担を求めれば休廃業に繋がるので、当面、現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持し、弾力的に考えてもらいたいです。

また、帳簿類の電子化やペーパーレス化が進む現代に於いて、電子帳簿保存法が令和四年一月一日に施行され、会員の皆様には青色申告特別控除六十五万円の新しい要件である電子帳簿保存による電子申告を乗り越えるためにも会計ソフト「ブルーリターンA」を活用することをお勧めいたします。

いよいよ所得税・消費税の確定申告を迎えようとしております。確定申告期は本会の会活動の総決算として、大きな事業の一つであります。会員指導相談は元より、青色申告の普及と組織の活性化を図る絶好の機会であります。本年も前年同様、那覇税務署・北那覇税務署の合同署外会場「浦添市産業振興センター・結の街」の青色申告コーナーに於いて、新たな青色申告者の仲間をふやすために、役員並びに青年

部・女性部のご支援ご協力をお願い致します。

令和三年分の確定申告は例年通り「沖縄納税研修会館」を始め、西原町・久米島町・座間味村・渡嘉敷村・南大東村・北大東村の七つの移動納談会場に於いて実施予定をしております。確定申告指導相談については、三密を避けるため「完全予約制」を導入しておりますので、事前準備し、お早めにお申し込みくださいようお願い致します。会員の皆様の相談事務に万全を期してサポートいたします。

本年度は沖縄本土復帰五十周年・本会は現在の那覇青色申告会から分離継承し、四十周年の記念すべき節目の年を迎えます。これを契機に会の更なる発展を目指してまいりますので、役員を始め会員の皆様方の尚一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりましたが、新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念申し上げます、年頭のご挨拶と致します。

自宅等からの e-Tax 及びキャッシュレス納付のご利用を!

あけまして
おめでとうございます



新年あけましておめでとうございます。一般社団法人北那覇青色申告会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新本会長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様には、平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

本年五月には、沖縄本土復帰五十周年、そして沖縄国税事務所においても創設五十周年の節目を迎えます。この記念すべき年を迎えるにあたって、貴会及び会員の皆様方が、これまで税務行政の良き理解者・協力者として多大なるご支援をいただいていることに重ねて感謝の意を申し上げますとともに、今後

会長 新本 乘義
副会長 宮城 太榮
" 宮城 恵美子
" 日渡 彦
" 宮城 辰彦
" 新垣 三勉



一般社団法人 北那覇青色申告会
会長 新本 乘義

明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、令和四年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、コロナ禍の中、会員の皆様を始め役員の方並びに税務当局・市町村・関係団体各位の深いご理解とご協力のお陰で、本会の事業活動



北那覇税務署
署長 山田 敏也

とも税務行政の円滑な運営にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく令和三年分の確定申告の時期を迎えます。昨年は、長引くコロナ禍において、社会的距離の確保など「新しい生活様式」を踏まえた対応がいろいろな場面でも求められてきましたが、税務行政においても、税務関連手続きのデジタル化を進めることは、「新しい生活様式」を実現する観点から、極めて重要であると考えていま

待ったなし！DXに向けた経営戦略の立案を！

す。会員の皆様におかれましても、引き続き、自宅等からのe-Taxによる所得税や消費税の申告及び振替納税やダイレクト納付などのキャッシュレス納付のご利用につき、ご協力お願い申し上げます。

ところで、令和五年十月から、消費税の仕入税額控除の方式としての適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されますが、適格請求書発行事業者になるための登録申請の

受付については、昨年十月から始まっております。登録申請を予定している会員の皆様におかれましては、「e-Tax」による「早期」の申請を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、本年が貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたします。新年のご挨拶とさせていただきます。



沖縄税理士会 北那覇支部
支部長 添 石 幸 伸

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人北那覇青色申告会及び会員の皆様におかれましては、希望に満ちた新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は、沖縄税理士会北那覇支部会務運営に対し、会員の皆様のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

さて、今なお私たちの私生活及び企業活動に大きな影響を及ぼし続けてい

る新型コロナウイルスは、更なる変異を遂げながら世界中を脅かし続けています。会員の皆様におかれましては、引き続き資金繰り対策を中心とした緊張感をもった企業経営が問われる中、将来を見据えコロナ禍において大きく変化を遂げた経営環境に対応していくことが強く求められています。

その一つが、急速に進化し続けるDXへの対応ではないでしょうか。DXとは単なる業務の効率化や生産性向上を目的とした電子化やデジタル化でなく「デジタルによる変革」を意味しています。つまり、環境の激しい変化に対応し、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することが求められているのです。

特に、税務行政のDXは今後の企業経営に大きく影響する要素であり、本

年一月より施行された改正電子帳簿保存法への対応や、来年十月より導入が開始される消費税のインボイス制度への対応は、知識習得とシステムを含む体制基盤の構築が急務となっております。

税理士は税務に関する専門家として申告納税制度の理念に沿って納税義務の適正な実現を図るとともに、いかなる環境の変化にも対応し得る中小零細企業経営の支援を行うことを使命としております。我々沖縄税理士会北那覇支部は本年も、北那覇青色申告会の各種事業活動に協力し、貴会及び会員企業のご繁栄に尽力して参ります。

結びにあたり、令和四年が一般社団法人北那覇青色申告会及び会員の皆様にとって実り豊かな発展の年となりますよう祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

相談役	顧問	理事・久米島支部長	理事・渡嘉敷支部長	理事・座間味支部長	理事・女性部部長	理事・青年部顧問	南大東支部長	北大東支部長	青年部部長	顧問	専務理事				
島 桃	儀 照	名 金	沖 磯	知 座	宮 平	山 仲	金 村	東 眞	秋 屋	糸 渡	小 比	上 豊	翁 比	城 銘	仲 本
元 原	保 屋	城 城	山 崎	念 波	平 田	里 本	城 吉	城 孝	元 良	数 利	川 嘉	間 里	長 美	間 政	本 政
辰 康	宜 清	政 次	光 彦	吉 正	弘 学	安 春	昌 吉	清 武	幸 盛	克 朝	達 哲	仁 友	美 津	一 政	政 祥
夫 一	裕 助	郎 彦	武 正	学 子	弘 吉	伸 吉	雄 子	文 盛	則 盛	朝 則	二 男	透 助	一 男	信 文	祥 文

おめでとうございます。

多年にわたり納税道義の高揚と青色申告制度の普及に大きく貢献されました。

令和三年度納税表彰

北那覇税務署長表彰
一般社団法人 北那覇青色申告会
理事 屋良朝則氏

北那覇税務署長表彰
一般社団法人 北那覇青色申告会
理事 知念学氏

北那覇税務署感謝状
一般社団法人 北那覇青色申告会
相談事業課
課長 大城智章氏

各地域で決算準備説明会開催!

確定申告にむけて準備をする季節になりました。

令和三年の決算、確定申告の準備を始めるにあたり、今年も誤りのない決算と申告をして頂くため、決算準備説明会を開催致しました。コロナウイルス感染防止の観点から検温、マスク着用、ソーシャルディスタンスを保ちながら受講していただきました。

講師に不動産賃貸業者対象に税理士の添石幸伸先生、中村利江先生、事業者対象に税理士の新垣隆顕先生(西原町以外の地区)波平剛一先生(西原町地区)をお招きし、離島地区においては、担当職員で対応しました。

所得税については、減価償却の留意点や必要経費の誤りやすい科目が挙げられ、消費税の軽減税率などの注意点、国税電子申告の仕組みや活用についての説明がありました。



税理士 波平 剛一 氏 中村 利江 氏 添石 幸伸 氏 新垣 隆顕 氏

第10回 通常総会開催!

去る六月八日、ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城「首里の間」に於いてコロナ禍の為、ご来賓の参加を見送り、参加人数を縮小し、ソーシャルディスタンスを保ちながら第10回通常総会を開催いたしました。仲本清弘総務委員長の司会により進行し、宮城恵美子副会長の開会の辞、会歌斉唱のあと新本会長は挨拶の中で「新型コロナウイルス感染症拡大防



止に伴い、申告期限が四月十五日まで延長になり、青色コーナーが休止となりましたが、会員数は増加致しました。これにつきましては、役員をはじめ、会員の皆様のご支援ご協力の賜と感謝申し上げます。更にイータックスの普及についても順調に推移致しました。令和五年十月より消費税のインボイス制度が始まります、これまで以上に日々の適正な記帳が重要になってきます、会計ソフト「ブルーリターンA」を活用し、研修会・指導会を数多く開催致しますので、役員・会員の皆様には高一層のご支援ご協力をお願い致します。」と述べられた。

続いて新本会長が議長となり報告事項と議案の審議に移った。

- 令和二年度事業報告
令和三年度事業計画
令和三年度収支予算
決議事項

令和二年度決算報告書承認の件
以上の議案を仲本専務理事より説明があり、満場一致で承認可決された。
続いて、榑達治北那覇税務署長よりお預かりしましたご祝辞を新垣勉副会長より代読されました。
閉会の言葉を日渡勝彦副会長が述べられ閉会となりました。

那覇新都心

～真剣に結婚を考えるあなたへ～

ゆいしあわせ結婚相談所

無料相談予約承ります!

父さん、母さんお子さんのことでお気軽にお電話下さい。

所長 宮城 定昌

那覇市銘苅1-3-41 レゼルアッシュ5-C 入口と駐車場は矢印側からご利用下さい



0120-225-077

営業時間/昼12:00~夜10:00

定休日:水曜日

☎(098)860-2750

FAX(098)860-2760



相続・贈与に関する税務のポイント



去る七月八日(木)、浦添市産業振興センター「結の街」三階大研修室において、顧問税理士の新垣隆頭先生を講師にお招きし、新型コロナウイルス感染症対策を行い、「相続・贈与に関する税務のポイント」研修会が開催されました。

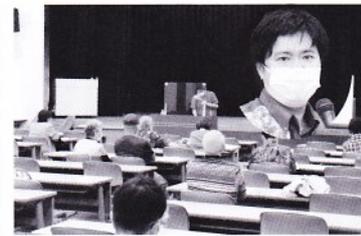
研修会では、相続税について、相続財産の対象になるもの・相続債務の対象になるもの・誰が法定相続人になるのか・法定相続分はいくらか・相続税の計算はどのように行われるか・相続税の申告期限はいつなのかという基本的なところから始まり、相続税と贈与税の税率の違い、遺留分の制度、生命保険金と死亡退職金の取扱い、相続時精算課税制度、平成三十年の民法改正で創設された配偶者居住権などについて説明された。

また、相続対策として、将来値上がりが見込まれる土地や収益を生む土地を生前贈与することが有効であると紹介された。

最後に、相続対策の注意点として、相続対策はオーダーメイドであり、人によって有効な対策が異なること、税金の対策だけでなく、親族争いを避ける対策も必要なこと、相続は始まってからでは対策ができないので早めに専門家に相談するよう呼びかけ研修会を締めくくりました。

研修会終了後も多くの受講者からご質問があり、大変有意義な研修会となりました。

遺言書活用法の基礎知識



去る十月二十一日(木)、浦添市産業振興センター「結の街」において、「遺言書活用法の基礎知識」講座が開催されました。講座は、司法書士 座波和弘先生(司法書士法人ミカタ)が講師となり、始めに相続争いの現状について、遺産分割事件のうち調停が成立した「遺産の価額別」によれば、遺産の価額が五千万円以下の占める割合が約八割となっており遺産の多寡に関係なく遺産争いになっている現状を伝えた。

その後、遺言書作成のための基礎知識や遺言書を残す場合に押さえておきたいポイント、また直近の民法改正により自筆証書遺言の方式が緩和され、新たな保管制度が創設されたことで自筆証書遺言が利用しやすくなったことと、遺言書としての機能も備えている家族信託など事例を交えながら分かりやすく説明をして頂きました。

最後に「自分の死後、確実に明確に自分の意思や想いが相続人等に伝わり、遺産のことで問題が起こることのないような遺言書が望ましい」と法的効力を持つ遺言書の重要性を伝えていた。

講座終了後にも個別に多くの質問があり、受講された方々にとって、実務に役立つ大変有意義な講座となりました。



株式会社 儀保ペイント商会

建築・車輛・重防・船舶・防水・塗料全般

代表取締役会長 儀保 宜裕

代表取締役社長 儀保 宜彦



武徳 継続 忍耐 沖縄空手道古武道小林流翔武館本部 儀保空手道場

範士館長十段 儀保 宜裕

指導員 儀保 宜彦、嘉数 勝、吉平 達子

オジャ・ラックスマン、藤田 隆子、遠山 寛匡

〒901-2121

沖縄県浦添市内間3丁目20番1号

TEL.098-877-2672(代) FAX.098-877-8846

<http://www.gibopaint.com>

「成功する生前贈与」研修会



去る十一月十七日(水)、浦添市産業振興センター・結の街に於いて、税理士の山入端正範先生を講師にお招きし、新型コロナウイルス感染症対策を行い、「成功する生前贈与」研修会が開催されました。研修会では、始め

に相続税と贈与税の仕組みについて説明がなされた後、今回のテーマである財産を子や孫に贈与する際には、暦年課税制度・相続時精算課税制度があり、どれを利用するかはそれぞれに選択が必要となります。暦年課税制度は、毎年百万円の基礎控除を利用し長期にわたり財産を贈与する制度であります。又、相続時精算課税制度は、満六十歳以上の父母・祖父母から二十歳以上の子や孫等へ二千五百万円までは無税で贈与が受けられる制度です。

又、相続時精算課税制度を利用する場合は、その年に選択する旨の届出と贈与税の申告が必要になりますし、一度この制度を選択したら、相続が発生するまで制度が適用され、暦年課税制度へ戻すことはできません。それと同時に百万円の基礎控除も受けられなくなりしますので注意が必要です。更に、「住宅取得資金贈与」の非課税特例の限度額の拡大、一括贈与の非課税特例の「結婚・子育て資金」「教育資金」の制度等についての説明がありました。

受講者の多くは、将来関わってくるであろう相続の問題に真剣に聞き入り、研修会終了後も多くのご質問があり、大変関心の高い研修会となりました。

消費税「インボイス制度」説明会



開催日、講師
九月八日(水)、
九月九日(木)
沖繩国税事務所 間税課
軽減税率・インボイス制度係
十月四日(月)、十一月四日(木)
北那覇税務署
個人課税部門 担当官
場所
浦添市産業振興センター
・結の街
(三階大研修室)

令和五年十月一日より、消費税の仕入税額控除の適用を受けるための要件となる適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の説明会を浦添市産業振興センター・結の街(三階大研修室)にて開催いたしました。

説明会では動画やテキストを使用し、適格請求書(インボイス)の概要や記載事項、売手や買手が留意すべき点などを解説していただきました。

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られ、令和三年十月一日より登録申請手続きが可能となっております。また課税事業者だけでなく免税事業者の方でも関係のある制度となっております。登録にあたっては留意点もございます。説明会は今後も定期的に開催してまいりますので、ぜひご参加ください。

【参考：適格請求書(インボイス)とは】
「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものを行います。

ブルーリタートンA講習会



六月二十二日
【午前コース・事業者】
【午後コース・不動産】
七月九日
【午前コース・不動産】
【午後コース・事業者】
八月十六日
【午前コース・事業者】
【午後コース・不動産】
九月二十二日
【午前コース・事業者】
【午後コース・不動産】
十月十八日
【午前コース・事業者】
【午後コース・不動産】

沖繩納税研修会館「三階研修室」において、会員の事務の合理化と、経営状況を正確に把握していただくため、「所得税・住民税・国民健康保険税」の節税になる青色申告特別控除六十五万円適用の推進、更に、消費税申告の記帳やインターネットを利用した電子申告(イータックス)にも対応したパソコン会計ソフト「ブルーリタートンA」の講習会を開催しております。

講習会では初めに、パソコン会計のメリットと、帳簿付けの流れについて説明を行いました。パソコン会計では取引を入力するだけで、自動的に関連帳簿への振り分け・集計が行われ、減価償却費の計算や青色申告決算書まで作成されることを体験していただきました。

令和元年十月から消費税軽減税率制度が実施され、消費税申告対象者は収入や経費を税率ごとに区分する「区分経理」が必要となり、事務負担が大きくなりました。会計ソフトを利用することで、事務負担を軽減することができ、興味のある方はお気軽にお申し込みください。

NPO法人
国際空手道連盟 極真会館沖縄県支部
極真空手浦添道場
責任者 宮城 健志
〒901-2126 沖縄県浦添市宮城3-1-3 1F
TEL・FAX 098-879-8555
KYOKUSHIN-KAIKAN OKINAWA BRANCH

印刷用紙、封筒
資社 安謝紙商会
代表 照屋 順 英
〒900-0002 那覇市曙2丁目8番27号
電話(098)861-2101
FAX(098)866-5848



納貯組合ニュース

北那覇青色申告納税貯蓄組合

令和3年度

中学生の 税についての作文

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催する「中学生の税についての作文」の入選作品が決まり、北那覇青色申告納税貯蓄組合での上位作品をご紹介します。

令和3年度 応募状況

組合名	学校数	作品数
北那覇	15	793
那覇	26	1,599
沖縄中部	27	1,940
北部	13	356
宮古	8	318
八重山	12	223
計	101	5,209

☆ (一財) 大蔵財務協会理事長賞

「気づいた援助者」

琉球大学教育学部附属中学校 二年一組 福島 瑠 渚



「今日から毎日、注射頑張ってるね。」
小学一年生の夏、小児科の先生に言われた言葉だ。私は幼児の頃の定期検診では「低身長・低体重」と毎回書かれていた。その為母が心配し、専門の病院で検査を受けた結果、「成長ホルモン分泌不全性低身長症」と診断された。

通常、睡眠時に成長ホルモンが分泌され身長が伸びるが、私の場合は自分の体内で成長ホルモンを作り出すことができないため、背が伸びにくい。それを補うために、毎日寝る前に成長ホルモンを注射して、中学卒業まで続く予定だ。今でこそ慣れてきたが、始めた頃は毎日大泣きして暴れていた。

最近ふと、日々の注射代がいくらかかるのか気になり、父に尋ねてみた。「一本七万五千円で、毎月二本使うから年間で約百八十万円くらいだよ。」

私はこの金額を聞いた途端、驚愕した。でも病院で毎回大金を払っていた覚えはなく、どうやって毎月多額の治療費を支払えたのか聞いたところ、

「この病気が小児慢性特定疾病に指定されていて、毎月の自己負担限度額が決まっているんだよ、だから治療ができるんだよ。」

と父から教わった。でも、なぜ全額支払わなくて治療ができるのか疑問が残り調べてみると、医療費助成に要する費用のうち二分の一を、国が消費税を財源として負担していることが分かった。まさか、税の中で一番身近な消費税のおかげで治療ができていたとは思ってもいなかった。

税金というものは不思議だ。「お金を取られる」と感じることもあれば、私のように、「税金のおかげで助かった」と感謝することもある。時と場合によって見え方がまるで違うのだ。

事実、私は今まで「税金は絶対支払わなければならない」とどこか強制的なイメージを持っていた。だが今は、「巡り巡って多くの人を救える」という視点で捉えるようになった。そして今の私は、みんなが納める税金で安心して治療に専念することができている。

もし税金からの補助がなくて治療ができなかったら、低身長に劣等感を持ちながら生活していたかもしれない。そう考えると、税金がいかに身近であり、それが私のかをこの作文をきっかけに知ることができた。私の場合、中学卒業までの間、少なく

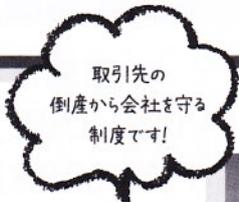
中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に**
掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。



取引先の倒産から会社を守る制度です!

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボット なら24時間・365日
お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
経営セーフティ共済



経営セーフティ共済 検索

とも義務教育にかかる費用プラス治療費の一部を税金に助けてもらうことになる。今は助けられることが多いけれど、社会人になったら、現在私が税から受けている恩恵以上に納税し、皆の役に立て

るよう、今は学生として出来る勉強を頑張りたい。そして、税を通して私のように治療を頑張っている子たちの援助者の一員になりたい。

☆沖縄県納税貯蓄組合連合会会長賞

「希望ある未来への確立に向けて」

沖縄県那覇市立松島中学校 三年三組 比嘉 姫杏来



「税を納める事は、私達日本国民の義務なんだよ。それに税を納める事で良い事だつてよ。いっばいあるの。だから私達は、税を納めるのよ。」

「いつだったか、ある人がそう言っていた。税を納める事で良い事？税なんて負担にしかなくてないじゃん。私は正直、イマイチ理解ができなかった。税を納めるといふ事へのプラスのイメージがなく、マイナスのイメージだけをもっていたから。」

「そう感じていた時だった。私がああ映画を目にしたのは、『税がなくなった世界(アナザーワールド)』という一本の短い動画であったが、その動画には、本来であれば救える命が一つの灯火となつて消えていき、学校教育を受けられない子供達がいる状況など崩壊していく日本の姿が描かれていた。今の日本とは、あまりにもかけ離れているその姿に私は驚きを隠せなかった。」

「『どういう社会に暮らしたいか。そのためにどの程度の自己負担をよしとするか。全てでは私達の選択にかかっている。今、日本という今日の在り方、進むべき道を改めて問い直すべき時期が来ているのではないでしようか』アナザーワールド内のアナウンサーのその言葉に私は胸を打たれた。」

「税によって成り立っていることの多さ、そして、税によって私達は救われているのだと。そこで初めて思いしらされた気がした。」

皆さんも税によって救われた経験はありませんか？それはあまりに私達の身近にありすぎて、当たり前の事として認識してしまっている事なのかもしれない。しかし、病院で治療が受けられることだつて、学校に通える事だつて、道路整備がされている事、警察や消防をお金を気にせず呼べる事、ゴミの処理だつて、全ては税があるからこそその事なのだ。税がある事、私達の今の暮らしは成り立っているのだと、そう強く感じた。税を納める義務というものは、時として大きな負担になるのかもしれない。だが、それ以上に税によって動いている事は、大きく、それらに救われている人だつて、きつと多くいるだろう。

税がなくなつてしまった時、私達の今の暮らしは崩壊し、救える命も救えなくなつてしまふ可能性だつて高くなる。税によって救われている事、救われる命や未来がある事を私達は知らなすぎず、皆さんは税について、100%の理解をもつていますか？税がある事で良い影響がある事を知っていますか？税についての理解を深める事や100%の理解は難しい事かもしれない。だが私達は、日本国民として、その意識を高める必要がある。

今ある平和で豊かな日本の姿を維持する為にも税を納めよう！希望ある未来への一歩を促進する一人の国民として。

※確定申告相談の際に「確定申告のお知らせ」ハガキをご持参ください。

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が「廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための退職金制度です!

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済





(株)南星電気工事社

電気工事・設計・見積・施工・住宅設備機器販売

代表取締役 新本 乗 義
取締役部長 新本 乗 弘

事務所 〒902-0062 那覇市松川2丁目7-14 (指帰橋際) 電話 (098) 832-5287
ファックス (098) 855-5209

アフラック

青色申告会会員のメリットをご存知ですか？

お一人でも**集団取扱の割安な保険料**が適用されます！

現在、個別取扱にてアフラックのがん保険・医療保険・定期保険にご契約の方は、
簡単な手続きで、**保険料が割安な集団取扱へ変更**できます。

Aflac 宮城店

募集代理店 (有) ライフバランス
〒901-2126 浦添市宮城5-1-5-102 TEL 879-6606 携帯 090-1946-7679



創立71年



学校法人 尚学院

暖かみ 厳しさ 知性

学院長 名城政次郎 副学院長 大城美穂子

専門学校 尚学院
尚学院国際ビジネスアカデミー

SIBA

SHOGAKUIN INTERNATIONAL BUSINESS ACADEMY

尚学院公務員法律専門学校

SPuLA

Shogakuin Public servant・Law Academy



中学・高校受験
尚学院小・中学校JPS

高校生課程
大学受験

予備校

HP <http://www.shogaku.net>
TEL.098-867-3515 (代)

学校法人 尚学学園

暖かみ
厳しさ
知性

沖縄尚学高等学校 沖縄尚学高等学校附属中学校

怖れず
侮らず
気負わず



高校 国際文化科学コース
国際バカロレア・ディプロマプログラム認定校

